

1 策定の趣旨

首長が大綱を策定することにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図る。

2 法律上の位置づけ等

	教育大綱	教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）	教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）
策定主体	地方公共団体の長（第一条の三 第 1 項）	地方公共団体（第十七条第 2 項）
定めるべき内容	国の「教育振興基本計画」を参酌し、地域の実情に応じた、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（第一条の三 第 1 項）	国の「教育振興基本計画」を参酌し、地域の実情に応じた、教育の振興のための施策に関する基本的な計画（第十七条第 2 項）
総合教育会議の役割	大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ総合教育会議において協議（第一条の三 第 2 項）	
公表	遅滞なく公表しなければならない（第一条の三 第 3 項）	
策定の責務	定めるものとする（第一条の三 第 1 項）	定めるよう努めなければならない（第十七条第 2 項）
計画期間	4～5 年を想定（平成 26 年 7 月 17 日 文科省初等中等教育局長 通知）	

◎教育大綱の主たる記載内容の例

（「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けた調査研究協力者会議）

- ・学校の耐震化や学校の統廃合、少人数学級の推進、ICT 環境の整備、いじめ防止対策、総合的な放課後対策、幼児教育・保育の充実、予算や条例等の首長の権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられる。

※主たる記載事項は、各地方公共団体に委ねられており、必ずしも網羅的に記載される必要はない。

3 改定の方針

現在の教育大綱の期間は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間となっている。

第 2 次まちづくり総合計画の内容と整合させつつ、その後の状況の変化も踏まえたうえで、教育大綱に記載すべき内容を検討していく。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）

平成26年7月17日

文部科学省初等中等教育局長

## (1) 大綱の定義

- ① 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。

## (2) 大綱の記載事項

- ① 大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられること。
- ② 大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、地方公共団体の長が策定するものとしているが、教育行政に混乱を生じることがないようにするため、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが肝要であること。

## 「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けて

令和5年7月19日

「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けた調査研究協力者会議

**総合的な施策の大綱の策定等**

- 法第1条の3において、首長は教育基本法「(平成18年法律第120号)第17条第1項に規定する基本的な方針(国の教育振興基本計画)を参酌し、その地域の実情に応じ、教育等の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「大綱」という。)を定めることとされている。大綱は、民意を代表する立場であるとともに、教育行政において、大学及び私立学校を直接所管し、教育長・教育委員の任命や教育委員会の所管事項に関する予算の調製・執行、条例案の提出等に係る権限も有する首長が策定し、それに則して教育行政が行われることで、教育行政における地域住民の意向のより一層の反映と自治体における教育等の振興に関する施策の総合的な推進が図られることが期待される。
- 教育委員会及び首長は、大綱に則してそれぞれの事務を管理・執行していくこととなるが、総合教育会議等で取組の進捗状況等を適切に共有し、また、更なる推進が必要な点等について必要な予算措置を講ずる等の教育行政の充実に向けた取組を行うことが重要であると考えられる。

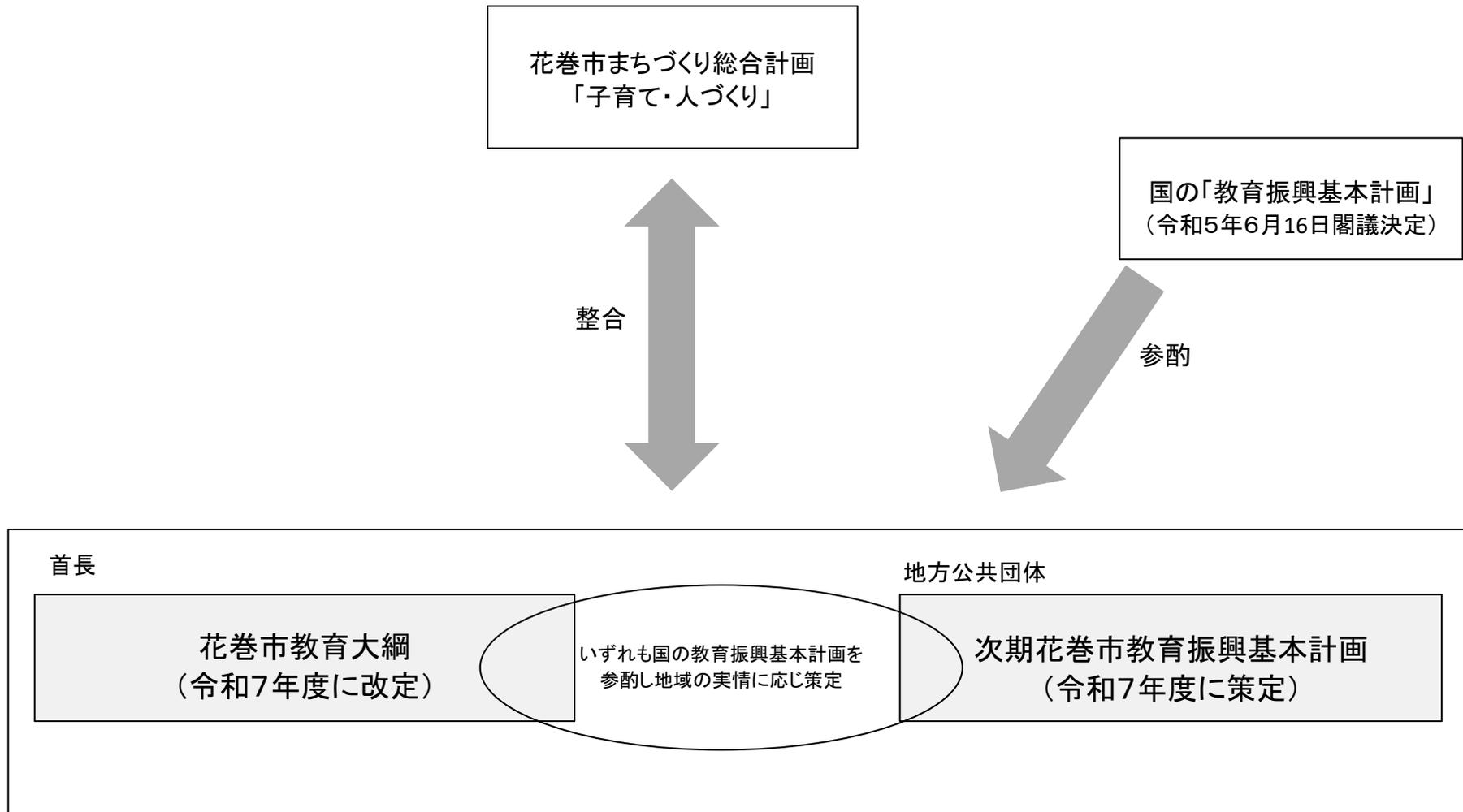
**総合教育会議の在り方** (抜粋)

- 教育委員会は、独立した行政委員会として重要な役割を担っているが、前述のとおり、教育委員会のみでは対応が難しい課題等に対しては、様々な行政分野を担う首長との連携を通じて、教育課題や施策の方向性等について認識の共有を図りつつ、教育委員会に備わっていない専門性等を補完して対応していく必要がある。

- 総合教育会議は、教育行政に係る権限・責任を有する教育委員会と、民意を代表する立場であるとともに、大学及び私立学校を直接所管し、教育長・教育委員の任命や予算の調製・執行、条例案の提出等に係る権限も有する首長との連携の場を担保する極めて重要な制度である。特に近年は、教育行政を取り巻く社会環境が多様化・複雑化し、教育委員会だけでは処理しきれない分野横断的な行政課題が多く存在している状況を踏まえると、総合教育会議を活用して、教育委員会と首長が適切に連携を図りながら、教育施策の方向性等を共有し、一致して執行に当たっていくことが極めて重要である。
- このような観点から、総合教育会議を、首長と教育委員会が単に情報共有を行うだけの場として活用するのではなく、首長と教育委員会が、協議・調整を経ながら、諸課題の解決に向けて一致して取り組むという姿勢で臨むことが重要であり、総合教育会議設置の趣旨を適切に理解し、その役割が適切に果たせられるよう、会議の活性化に向けて積極的に取り組む必要がある。

まちづくり総合計画、教育振興基本計画、教育大綱の関連図

資料No.1 - 2



時期	会議・事務局作業等	会議の協議事項等
令和6年8月22日	市民参画委員会	・第4期計画の策定に係る 市民参画の手法について審議
令和7年2月	教育・生涯学習・スポーツに関するアンケート調査	
6月12日	関係課長会議	・第4期計画策定の趣旨・スケジュール 等の確認
7月22日	第1回教育振興審議会	・第4期計画策定の趣旨説明・諮問 ・R6点検と評価、R7実施計画の審議
8月7日	<b>第1回総合教育会議</b>	・ <b>教育大綱改定について</b> (課題認識についての協議)
8月20日	令和7年第9回教育委員会議定例会	・第1回教育振興審議会の意見要旨報告
9月29日	令和7年第10回教育委員会議定例会(協議会)	・第4期計画素案の協議
10月	第2回教育振興審議会	・第1回審議の意見要旨に対する回答 ・第4期計画素案の協議
10月下旬	令和7年第11回教育委員会議定例会(協議会)	・第2回教育振興審議会の意見要旨報告 ・第4期計画素案の協議
10月下旬	<b>第2回総合教育会議</b>	・ <b>教育大綱改定について</b> (素案の協議)
11月	第3回教育振興審議会	・第2回審議の意見要旨に対する回答 ・素案の協議
12月中旬	議員説明	・第4期計画素案の説明
令和8年1月上旬	第4期計画パブリックコメント実施(～2月上旬)	・第4期計画案のパブリックコメント
2月上旬	意見整理(～2月中旬)	・パブリックコメント意見整理と 第4期計画への反映について検討
2月中旬 ～下旬	パブリックコメント結果公表	
	教育委員会協議会	・第4期計画案の協議
	第4回花巻市教育振興審議会	・第4期計画案の協議
	教育振興審議会からの答申	・第4期計画案の答申
	<b>第3回総合教育会議</b>	・ <b>教育大綱改定について</b> (最終案の協議)
3月下旬	教育委員会議	・第4期計画議決

# 第3期花巻市教育振興基本計画及び教育大綱の施策体系と国県計画との比較

① 第3期花巻市教育振興基本計画及び教育大綱の施策体系 (R3年度～R7年度)		見直しの視点 (②③④)		
政策分野	施策の領域	② 国 第4期教育振興基本計画 (R5年度～R9年度)	③ 岩手県教育振興基本計画 (R6年度～R10年度)	④ 【花巻市第2次まちづくり総合計画】 (R6年度～R9年度)
1. 子育て環境の充実	(1) 子育て支援の充実	目標9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上 (再掲) 目標15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	II 社会教育・家庭教育 9 学校と家庭・地域との協働の推進 10 子育て支援や家庭教育支援の充実 (再掲) 7 学びの基盤づくり	4-1 子育て環境の充実 (1) 子育て支援の充実  (2) 家庭の教育力向上  (3) 就学前教育の充実
	(2) 家庭の教育力向上			
	(3) 就学前教育の充実			
2. 学校教育の充実	(1) 学力の向上	目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成 目標2 豊かな心の育成 目標3 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成 目標4 グローバル社会における人材育成 目標5 イノベーションを担う人材育成 目標6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成 目標7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂 目標11 教育DXの推進・デジタル人材の育成 目標12 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化 目標13 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保 目標14 NPO・企業・地域団体等との連携・協働 目標15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	I 学校教育 1 岩手で、世界で活躍する人材の育成 2 確かな学力の育成 3 豊かな心の育成 4 健やかな体の育成 5 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進 6 いじめ問題への確かな対応と不登校対策等の推進 7 学びの基盤づくり 8 多様なニーズに応じた私立学校教育の推進	4-2 学校教育の充実 (1) 学力・体力の向上  (2) 豊かな人間性の育成  (3) 特別支援体制の充実  (4) 教育環境の充実
	(2) 体力の向上			
	(3) 豊かな人間性の育成			
	(4) 個に応じた支援体制の充実			
	(5) 学校保健の充実			
	(6) 教育環境の充実			
3. 生涯学習の推進	(1) 自主的学習の推進	目標8 生涯学び、活躍できる環境整備 (再掲) 目標2 豊かな心の育成 目標10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進 (再掲) 目標4 グローバル社会における人材育成	II 社会教育・家庭教育 11 生涯にわたり学び続ける環境づくり I 学校教育 (再掲) 1 岩手で、世界で活躍する人材の育成 (再掲) 3 豊かな心の育成	4-3 生涯学習の推進 (1) 生涯学習の充実  (2) 地域の生涯学習の推進  (3) 国際理解と友好都市交流の推進
	(2) 青少年健全育成の推進			
	(3) 国際化の推進			
4. スポーツの振興	(1) 生涯スポーツの推進	(再掲) 目標3 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	(再掲) 4 健やかな体の育成	4-4 スポーツの振興 (1) 生涯スポーツの推進 (2) 競技スポーツの推進 (3) 大規模スポーツ大会の開催
	(2) 競技スポーツの推進			
	(3) 大規模スポーツ大会の開催			
5. 芸術文化の振興	(1) 芸術文化活動の推進	(再掲) 目標8 生涯学び、活躍できる環境整備	12 次世代につなげる民俗芸能や文化財の継承	4-5 芸術文化の振興 (1) 芸術文化の振興 (2) 先人の顕彰
	(2) 先人の顕彰			
	(3) 文化財の保護と活用			4-6 文化財の保護と活用 (1) 文化財の保護と活用 (2) 民俗芸能の伝承支援
	(4) 民俗芸能の伝承			

## ◆学力の向上

## ○現状

- 令和6年度県学習定着度状況調査結果によると、小学校5年生の国語、算数で県平均下回った。また、中学校2年生で英語は県平均を下回ったが、数学は過去最低だった昨年度を大きく上回り、県平均を上回る程度に改善された。
- 令和6年度全国学力・学習状況調査結果によると、小学校6年生の国語、算数、中学校3年生の国語、数学のいずれも全国平均を下回った。
- 令和6年度に実施した花巻市教育・生涯学習・スポーツに関するアンケート調査結果では、「今後学校が特に重点的に取り組むべきもの」について、小・中学生保護者では、「コミュニケーション能力の育成」が60.1%と最も高く、次いで「学力の向上」が43.9%、「礼儀の習得やルールの遵守」が30.2%となっている。
- 令和6年度に実施した花巻市教育・生涯学習・スポーツに関するアンケート調査結果では、「花巻市の教育全般における課題と感じるもの」について、小・中学校教職員では、「学力の向上」が50.3%と最も高く、次いで「教職員の働き方改革や教員不足」が50.0%、「家庭の教育力の向上」が29.5%となっている。

## ○取組

- 学力調査等の結果を分析し、学力向上の取組を支援する学力向上支援員1人を配置
- 30人を超える学級を有する小学校6校にはなまき授業サポーター8人を配置
- 30人を超える学級を有する中学校4校に中学サポーター4人を配置
- 小中学校におけるICT環境の活用を推進するため、ICT支援員4人を配置
- 中学生の数学と英語の学力向上のため、授業の補充教材として学習定着シートを活用
- 児童生徒の学力を把握するため、全国的に用いられている到達度学力検査を実施
- 個々に応じた学習指導の充実を図るため、到達度学力検査と関連する知能検査を実施
- 小学5・6年生を対象に漢字能力検定の検定料（年1回分）を全額助成
- 各小学校に外国語指導助手（ALT）6人を派遣
- 各中学校に外国語指導助手（ALT）4人を派遣
- 各中学校で実施する英語検定の検定料（年1回分）を全額助成

## ○課題

- 学力について、県・全国平均を下回っており、その一因として、学級が落ち着かない学習環境の影響やゲームやインターネットを利用する時間が長く、家庭学習の時間が短いことなどが考えられる。
- このことから、「花巻市学力向上アクションプラン」に掲げる学級・学年経営の充実や学習者主体の授業改善、家庭学習の抜本的改善の3つの施策に基づき、学校、家庭、地域が一体となった学力向上の取組を推進するため、学力向上支援員を中心に学力調査の結果等を分析し、各校の学力向上の取組を支援するとともに、授業サポーターによる少人数指導の充実や学習指導要領の趣旨を踏まえた研修会等の実施による教員の授業力向上に取り組み、確かな学力を持つ児童生徒が育まれるよう学力向上の取組を推進する必要がある。

## ◆児童生徒の不登校対策

## ○現状

- ・小学校の不登校児童出現率は令和5年度で1.43、岩手県は1.58、全国では2.14となっている。
- ・中学校の不登校生徒出現率は令和5年度で4.95、岩手県は5.51、全国では6.71となっている。
- ・全国と比べて不登校児童生徒の出現率は低いものの、不登校児童生徒は増加傾向にある。  
(令和6年度の市内不登校児童生徒の出現率は小学校で1.97、中学校で5.65と過去最高。)
- ・不登校の原因は友人関係をめぐる問題や家庭環境等に関わる問題であり、その態様は年々複雑化・多様化し対応が難しいケースが増えている。
- ・令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、小学生の不登校児童について把握した事実として、「友人関係をめぐる問題の情報や相談があった」が29人で最も多く、次いで「生活リズムの不調に関する相談があった」、「不安・抑うつ」の相談があった」が24人となっている。同調査で中学生の不登校生徒について把握した事実としては「不安・抑うつ」の相談があった」が39人で最も多く、次いで「友人関係をめぐる問題の情報や相談があった」が36人、「学業の不振や頻繁な宿題の未提出があった」が31人となっている。
- ・令和6年度に実施した花巻市教育・生涯学習・スポーツに関するアンケート調査結果によると、「特別な支援を必要としている児童生徒に対して、教育委員会が力を入れる必要がある内容は」との設問に対して、小・中保護者は「フリースクールや不登校の児童生徒に特化した学校の設置」との回答が55.6%と最も多くなっており、「悩みや不安を聞き、カウンセリングを行うスクールカウンセラーの支援」が49.7%、「身の周りで抱える問題を解決するため支援を行うスクールソーシャルワーカーの支援」が40.0%となっている。また、同調査では、「学校において特別な支援を必要とする児童生徒への教育を充実するためにさらに必要なことは何か」との設問に対して、小・中学校教職員は「非常勤講師等を活用して、人的配置を充実させる」が61.9%、「学校の教職員全体で協力して支援する」が60.8%、「支援を必要とする児童生徒にとって安心できる居場所づくり」が46.6%となっている。

## ○取組

- ・特別な支援が必要な児童生徒に対し支援を行うふれあい共育推進員を55人配置（小中学校27校）
- ・問題を抱える児童生徒及び保護者の教育相談や、特別な支援が必要な児童生徒に関する巡回指導等のため、教育相談員7人、スクールソーシャルワーカー3人及び生徒支援員7人を配置
- ・学校及び関係機関と緊密に連携しながら、不登校や不登校傾向の状況がみられる児童生徒への支援

## ○課題

- ・年々増加傾向にある不登校の発生を未然に防ぎ、早期対応を図る必要がある。  
学校及び関係機関と緊密に連携しながら、誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」を実施し、全ての子どもたちが安心して学び、生活することができる環境整備に取り組んでいく必要がある。

## ◆教職員の多忙化解消

## ○現状

- ・各校における時間外勤務の状況について（令和6年度）によると、R6時間外在校等時間（1か月あたり平均）は小学校で、31時間23分、中学校で37時間03分となり、令和5年度同時期を下回った（R5同時期 小学校32時間17分、中学校39時間40分）。R6時間外在校等時間が1か月で80時間越えの教職員はR6年度末までに、小学校でのべ16人、中学校でのべ65人となり、R5同時期の小学校のべ29人、中学校のべ82人を下回った。
- ・「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」（以下、給特法という）において、政府は、令和11年度までに、教育職員の1か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標とし、そのための措置を講ずることとなっている。
- ・令和6年度に実施した花巻市教育・生涯学習・スポーツに関するアンケート調査結果では、「花巻市の教育全般における課題と感ずるもの」について、小・中学校教職員では、「学力の向上」が50.3%と最も高く、次いで「教職員の働き方改革や教員不足」が50.0%、「家庭の教育力の向上」が29.5%となっている。

## ○取組

- ・教職員の業務の適正化及び勤務時間の縮減を図ることを目的とした多忙化解消プログラムの策定と推進
- ・教職員多忙化解消会議において、多忙化解消プログラムに定める取り組み内容の検証や見直し

## ○課題

- ・時間外在校等時間の1か月あたり平均は、改正された給特法で目標とする30時間程度を上回っており、学校における多忙化解消プログラムをさらに推進させる必要がある。給特法の改正により調整額が引き上げられることになるが、あわせて業務量管理等計画の策定・公表・実施状況の公表に対応していく必要がある。
- ・教職員が心身の健康を損なうことなく、業務改善の目的である「児童生徒と向き合う時間の確保」と「教職員のワーク・ライフ・バランスの実現」を目指し、「学校における多忙化解消プログラム」を引き続き推進していく必要がある。

## ◆小中学校の適正規模適正配置

## ○現状・取組

- ・令和7年度の市内小学校の児童数は3,990人、中学校の生徒数は2,126人であり、令和13年度の市内小学校の児童数は2,812人、中学校の生徒数は1,920人と見込まれているなど、児童生徒数は減少を続けている。
- ・児童生徒数の減少が進んでおり、今後5年間のうちに3校（新堀小、八重畑小、大迫小）の複式学級の発生が、今後10年間のうちでは5校（新堀小、八重畑小、大迫小、笹間第一小、太田小）の複式学級の発生が見込まれる。
- ・「花巻市内小中学校児童生徒数の推移と今後の見通し」を作成し、市議会議員、区長、コミュニティ会議、校長、PTAに配布し、情報提供するとともに、将来的に一定規模の教育環境の維持が難しくなると危惧される学校のPTA等を対象に各地区における小学校の現状等について理解を深める教育懇談会を開催している。
- ・築40年を超える校舎は、小学校9校、中学校3校となっており、施設の老朽化が進んでいる。長寿命化計画により、計画的に修繕や長寿命化改良を実施している。
- ・矢沢地区において本市初の小中一貫教育となる義務教育学校の設定する予定であり、設立委員会をつくって、地域とともに開校に向けて準備を進めている。
- ・石鳥谷地域においては、令和4年度から保護者と教育懇談会を重ね、4小学校の各PTA役員において、「石鳥谷地域4小学校を統合する」という意見で一致し、統合について検討を進めていくこととしている。

## ○課題

- ・花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針において、「学校の特性」である、「集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばす」ため、一定の学校規模が必要としていることから、少子化が進む中で、適正な教育環境の整備について検討していく必要がある。
- ・学校施設の老朽化が進んでいるが、今後更なる児童生徒数の減少も見込まれていることから、その推移も見据えながら施設整備について検討していく必要がある。
- ・花巻市ではじめての開校となる義務教育学校において、教育課程や9年間を見通したカリキュラムをどう展開していくか検討が必要である。

## ◆新図書館を拠点とした社会教育・生涯学習の推進

## ○現状・取組

- ・新花巻図書館整備基本計画の策定にあたり、令和3年度から6年度にかけて新花巻図書館整備基本計画試案検討会議を開催し、施設の規模、サービスの内容、蔵書の構成などについて検討を行った。
- ・その間、建設候補地毎の比較調査の実施、対話による市民会議を開催し、市が建設候補地を選定する判断材料の整理を行った。
- ・試案検討会議及び花巻市教育委員会議を経て計画案を策定。その計画案によりパブリックコメントの他2つの手法により市民参画手続きを行い、市民参画による意見等を反映させたうえでR7.5.19に基本計画を策定することができた。
- ・新花巻図書館整備基本計画が策定されたことにより、新図書館の整備に向けて設計業務の取り組みや蔵書構成の策定が必要とされている。
- ・R7.7.24からは新図書館の基本設計・実施設計の公募プロポーザルの募集を開始した。
- ・市民の生涯学習の機会を広げるため、視聴覚資料等を活用した学習機会の提供を行っている。
- ・読書習慣の定着化のため、対象年齢に合った絵本の選書や読み聞かせなどの事業を実施している。

## ○課題

- ・新図書館の整備に向けて設計業務の取り組みや蔵書構成の策定が必要とされている。
- ・平成29年8月に策定された新花巻図書館整備基本構想では、次のとおり基本方針を定めている。新花巻図書館はこの基本方針に基づき整備を進めこととしており、この方針を実現していくための取組についてさらに検討していく必要がある。
  - ◆郷土の歴史と独自性を大切にし、豊かな市民文化を創造する図書館
  - ◆すべての市民が親しみやすく使いやすい図書館
  - ◆暮らしや仕事、地域の課題解決に役立つ知の情報拠点としての図書館

## ◆社会教育員会議（7/18）における生涯学習事業・社会教育事業に対する委員からの主なご意見

## ○部活動の地域移行や地域連携

- ・生涯学習や社会教育の中で部活動の地域移行や地域連携についてどう捉えていくのかの記載が必要と感じる。（花巻市スポーツ協会会長佐藤氏）

## ○青少年健全育成

- ・小学生の生涯学習活動に高校生がお世話係としてボランティアで参加しており、主体的な活動を通して素晴らしい成果を上げている。更なる予算確保を。（八重畑コミュニティ協議会会長 大竹氏）

## ○生涯学習の学びを活かす場づくり

- ・生涯学習講座の受講を終えた方がその後に活躍する場があるのか。学んだことを活かして、教える側に回るといえるのは大事だと思う。（県立生涯学習推進センター所長千葉氏）

## ○生涯学習施設（文化会館）の老朽化や設備更新

- ・文化会館のエレベーターが見えにくい場所がある。文化会館の中ホールも使い勝手がよくなると思う。（早池峰神楽保存会会長 小国氏）

## ◆教育振興審議会（7/22）における教育振興基本計画実施計画に対する委員からの主なご意見

## ○学力の向上と教員等の確保について

- ・学力については実績値としてなかなか上がっていない。様々な取組をしているのは分かるが、教員の数が不足しているのではないか。（わかば学童クラブ 坂本氏）

## ○まつりをはじめとした地域の伝統文化の継承について

- ・まつりに参加する人（子ども含む）の不足が聞こえてくる。例えばまつりの山車の数が少なくなったとしても、無くなるわけではないし、無くしてはいけないと思うので、伝統文化の継承のためのできる限りの支援をお願いしたい。（花巻市法人立保育所協議会 会長 打田氏）

## ○障がい者の芸術文化活動の推進について

- ・岩手県第4期芸術文化振興指針では、障がい者による文化芸術活動の総合的推進が政策の基本的方向に記載されている。障がいの有無にかかわらず芸術文化の鑑賞ができることや障がい者の芸術文化の振興といった視点も参考にしてほしい。（社会福祉法人光林会 理事長 三井氏）

## ○インクルーシブ教育の推進

- ・子どもたちへの福祉教育の推進・充実をお願いしたい。学校教育の中でも障がいのある方を受け入れていく教育、インクルーシブな教育の推進についてご検討いただきたい。（社会福祉法人光林会 理事長 三井氏）